

## 検討の経緯と本アンケート調査の概要

2011年7月27日

日本ADR協会 第2回実務情報交換会

垣内 秀介

### 1. ADR法改正問題WGにおける検討の経緯——企画の趣旨説明をかねて

- ・2011年3月 ワーキング・グループ立ち上げ
  - ・目的
    - ・ADR法改正をめぐる問題点の整理、各ADR団体等の意見の照会及び議論の喚起（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）附則2条の規定に基づく法改正の検討に対する日本ADR協会としての対応の一環）
  - ・メンバー
    - ・各種ADR機関に「参加のお願い」を送付して公募し、応募者全員をメンバーとした。
    - 別紙アンケート調査票2頁参照
  - ・WGにおける審議の特色（議事録等については、<http://japan-adr.or.jp/?cat=16> 参照）
- ・2011年4月～5月 ADR法改正問題アンケートの準備
- ・2011年6月 ADR法改正問題アンケートの実施（回収期限：6月30日）
- ・2011年7月27日 中間取りまとめ、会員情報交換会
  - ・アンケート調査の結果の報告、会員との意見交換
  - これを踏まえて、ADR法改正についての提言を作成
- ・今後の予定
  - ・2011年11月頃 提言案の最終取りまとめ、シンポジウム

### 2. 本アンケート調査の概要

#### (1) アンケートのねらい

①法改正に関する各ADR機関の意見の整理・集約

②法改正の前提をなす現場の実情の解明

→ 質問項目にも、法改正についての意見を直接問うものと、背景となる問題状況を問うものが含まれる。

\* ②に関しては、現行ADR法の改正問題に必ずしも直結する論点でなくても、幅広く質問項目に組み入れる方針をとった。

→ その意味では、ADR法の（次回）改正の問題に限らず、今後のわが国におけるADRのあり方を議論するための基礎資料を充実させる、というねらいもある。

#### (2) アンケートの構成

- ①回答者の属性等（フェイス・シート）：問 1～7
- ②ADR 法（総則部分）改正関連：問 8、問 9
- ③利用者の立場からみた現在の ADR の問題点について（特に相談業務との関係）：問 10～12
- ④人材養成関連：問 13～15
- ⑤認証制度関連：問 17～21

・②～⑤については、WG 構成員で分析・検討作業を分担

### （3）回収状況等

- ・約 170 の ADR 機関に対して調査票を送付（メール＋郵送）
- ・7 月 19 日現在、84 の ADR 機関から回答（内訳等については、後述）

## 3. 調査結果について——回答者の属性など（問 1～7）

### （1）設問のねらい

- ・回答者の属性及び当該 ADR 機関の置かれた全体的な問題状況を明らかにする。

### （2）回答の概要

#### ①設立団体または事業実施主体（問 2）→ 別紙集計表 1 頁参照

- ・士業団体関係の ADR、とりわけ、土地家屋調査士会（31）、行政書士会（24）の回答が多かった。
- 各設問への回答数の評価に当たっては、このことに留意する必要
- 別紙集計表には、適宜、業種別の内訳を付した

#### ②認証取得・取得予定の有無（問 4）→ 別紙集計表 2 頁参照

- ・認証取得済みが約 40%、今後取得の可能性があるとするものが約 25%。
- ・他方で、認証を受ける予定はないとするものが 1 割強。
  
- ・業種別にみると（別紙集計表 3 頁）、認証を受ける予定はないとするものは、弁護士会（60%）、士業団体以外（20%）において、比較的多かった。
  
- ・認証を取得しない理由（別紙自由記述 1 頁参照）は、①メリットが少ないこと、②認証手続及びその後の事務負担の大きさ、に集約できる。

#### ③ADR 事業の実績（問 6）→ 別紙集計表 4 頁

- ・当初予測を上回る申立てがある（弁護士会関係 1）、手続のどの段階でも特に問題はない（弁護士会関係 1、士業団体以外 2）といった回答もあったものの、ごく少数にとどまる。
- ・多くの ADR 機関においては、「問い合わせや相談の件数に比べ、申立件数は少ない」（約 60%）、「申立があっても取り下げられたり、相手方が応諾しなかったりという場合が多い」（約 30%）といった形で課題が感じられている。
  
- ・自由記述（別紙自由記述 4 頁以下参照）をみても、申立件数の伸び悩み、ADR の認知度の低さが

課題として広く共有されている状況。

- ・その背景・原因として、PR 不足のほか、手続費用の問題が意識されている。

#### ④ADR 事業の財政基盤（問7）→ 別紙集計表 5 頁

- ・「ADR 事業単体で利益が出ている」（弁護士会関係 1）、「ADR 事業単体で収支相償できている」（行政書士会関係 1、弁護士会関係 2）といった回答もあるが、ごく少数。
- ・多くの機関では、「他の事業から ADR 事業に填補している」（約 24%）、関連団体等から補助を受けている（44%）といった回答になっている。

→ ADR 事業の収支状況の厳しさが浮き彫りになっているといえる。

- ・自由記述（別紙自由記述 7 頁以下参照）からも、事務局の維持費用・手続実施者への報酬などの関係（+他方で低廉な申立手数料の維持の要請）から、申立てが増えれば増えるほど収支が悪化する構造の存在 → 設立母体である士業団体等からの補助の必要 → 費用の最終的負担者である当該士業団体等の会員の理解をどう得るかという問題 → 広報事業としての位置づけなどの努力（費用対効果のアピール） ↔ 社会貢献的な理念とのせめぎ合い、といった状況がみてとれる。

### （3）まとめ

- ・現在の民間 ADR がおかれている厳しい状況
- ・ADR 法の改正が万能薬となり得るわけではない。
- ・①一定の費用を負担しても利用したくなるような魅力的な ADR の展開を阻害せず、むしろ促進できないか、②紛争当事者のニーズを現実の ADR 利用へとつなげる道筋の整備、といった基本的視点